

総合運動場野球場ラバーフェンス広告物掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、袖ヶ浦市広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、総合運動場野球場ラバーフェンスへの広告物掲出の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲出可能な広告等の範囲)

第2条 広告物を掲出することができる者、広告の内容、広告のデザインなどの内容は、要綱第3条及び袖ヶ浦市広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(掲出場所等)

第3条 広告物を掲出することができる場所及び区画の数は、次に掲げるものとする。

- (1) 内野ラバーフェンス 8区画
- (2) 外野ラバーフェンスA 6区画
- (3) 外野ラバーフェンスB 4区画

(広告の規格)

第4条 広告の1枠当たりの規格は、次に定めるところによる。

- (1) 縦 0.9メートル
- (2) 横 10メートル
- (3) 色 1色（白色に限る。）
- (4) 材料等 ラバーフェンスに直接カッティングシートを貼付するものとし、シートは屋外耐候性に優れたものを使用すること。ただし、次のことは禁止事項とする。

ア 蛍光・発光又は反射を伴うシートを使用すること。

イ 文字等の背景として全面にシートを貼付すること。

ウ その他競技及び観覧に支障を来すおそれがあると認められるこ
と。

- (5) 内容 広告主の名称や商品・ブランド名、ロゴ等

(広告料)

第5条 1区画当たりの広告料は、次に掲げるものとする。

- (1) 内野ラバーフェンス 88,000円
- (2) 外野ラバーフェンスA 110,000円
- (3) 外野ラバーフェンスB 132,000円

2 前項の広告料は、年額とし、掲出を希望する月の初日から当該掲出を希望する月の属する年度の末日までの期間が1年に満たない場合の広告料は、月割をもって計算するものとする。ただし、球場保守として利用を停止する期間は除いて計算するものとする。

(掲出期間)

第6条 広告物を掲出することができる期間は、掲出を希望する月の初日から当該掲出を希望する月の属する年度の末日までとする。

2 前項の規定は、広告物の掲出に係る契約の更新を妨げるものではない。ただし、連続して更新できる回数は、2回（最長3年間）までを限度とする。

(広告掲出希望者の募集)

第7条 広告掲出希望者の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告の申込期限)

第8条 広告掲出希望者は、掲出を希望する月の3ヶ月前の末日までに要綱第6条の規定に基づく申込を行うものとする。

(契約の締結)

第9条 要綱第7条に規定する袖ヶ浦市広告掲載決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、書面により市との間で契約を締結しなければならない。

(広告物掲出に係る費用負担)

第10条 広告物掲出に係る費用及び原状回復に係る費用は、広告主が負担する。

(広告の更新)

第11条 広告主は、広告物掲出の継続を希望する場合は、掲出期間が満了する3ヶ月前までに「袖ヶ浦市広告掲載申込書（様式第1号）」により申し出なければならない。

(契約の解除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条に規定する契約の解除をすることができる。

- (1) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告物掲出の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、広告物の掲出を取り下げができるものとする。

- 2 前項の規定により広告物の掲出を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告物の掲出を取り下げた場合は、納付済みの広告料は返還しない。

(免責事項)

第14条 広告主は、火災及び地震、水害、落雷等の天災により広告の掲載ができない場合にあっては、当該停止に係る広告料の返還、損害の補償等を市に請求することができない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。